

# 65歳以上の人の 介護保険料のお知らせ



平成29年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況等によって7月に確定します。

保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

## ■特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成29年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成29年2月と同額を天引きするようになります。（8月から保険料が変更になる場合もあります。）

## ■普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは平成29年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成28年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになります。

平成29年度の納入通知書は、4月中旬に送付しますので、納期限までに納付してください。

■4月2日以降に65歳になる人  
介護保険料の通知書を65歳に

なる月（誕生日の前日の属する月）の翌月に送付します。

徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替で納期限までに納付してください。

年金天引きの開始は、65歳到達からおおむね6か月後からとなります。

## 納付は口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

## 介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免等の制度があります。

また、保険料段階が第2段階または第3段階の人を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受付けます。

くわしくは、地域包括支援課窓口か佐賀中部広域連合へお問い合わせください。

## ■平成29年度 65歳以上の人の段階別介護保険料額

| 保険料段階 | 世帯状況                                | 対象者  | 算式                    | 保険料                        |
|-------|-------------------------------------|--|-----------------------|----------------------------|
| 第1段階  | 世帯全員が<br>住民税非課税                     | ○生活保護を受給している人<br>○老齢福祉年金を受給している人<br>○前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額<br>×0.45<br>(軽減後) | 月額 2,372円<br>(年額28,464円)   |
| 第2段階  |                                     | 前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人                              | 基準額<br>×0.75          | 月額 3,953円<br>(年額47,436円)   |
| 第3段階  |                                     | 前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が120万円を超える人                                    | 基準額<br>×0.75          | 月額 3,953円<br>(年額47,436円)   |
| 第4段階  | 世帯に課税者が<br>いる場合で、<br>本人の住民税が<br>非課税 | 前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が80万円以下の人                                      | 基準額<br>×0.9           | 月額 4,743円<br>(年額56,916円)   |
| 第5段階  |                                     | 前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が80万円を超える人                                     | 基準額                   | 月額5,270円<br>(年額63,240円)    |
| 第6段階  | 本人の住民税が<br>課税                       | 前年の合計所得金額が120万円未満の人  | 基準額<br>×1.2           | 月額 6,324円<br>(年額75,888円)   |
| 第7段階  |                                     | 前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人   | 基準額<br>×1.3           | 月額 6,851円<br>(年額82,212円)   |
| 第8段階  |                                     | 前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人   | 基準額<br>×1.5           | 月額 7,905円<br>(年額94,860円)   |
| 第9段階  |                                     | 前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人   | 基準額<br>×1.7           | 月額 8,959円<br>(年額107,508円)  |
| 第10段階 |                                     | 前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人   | 基準額<br>×1.9           | 月額 10,013円<br>(年額120,156円) |
| 第11段階 |                                     | 前年の合計所得金額が600万円以上の人  | 基準額<br>×2.1           | 月額 11,067円<br>(年額132,804円) |

問い合わせ

地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033

佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135